

新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が世界経済に影響を与える中、一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰を受け、国内の燃料費や生産資材が高騰し、農業者や漁業者の経営を圧迫していることから、燃料費が生産コストに占める割合の多い漁業者や施設園芸等に取り組む農業者が意欲的に事業を継続できるよう早急な支援を行うことを目的として、予算の範囲内において新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その給付金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 給付金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、市内に住所を有する農業者等又は漁業者で、令和4年度に国の「施設園芸セーフティネット構築事業」、「茶セーフティネット構築事業」又は「漁業経営セーフティネット構築事業」（以下「セーフティネット」という。）に申請を行った者とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、セーフティネットの事業実施計画書の申請を行った団体等（対象事業者を取りまとめたものをいう。）又はセーフティネット加入者ごとに、新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) セーフティネットの申請を行ったことが確認できる書類
- (2) 新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金対象者内訳（様式第1号の2）
- (3) 誓約書（様式第2号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、自己又は団体等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（給付金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、速やかに審査し、その内容が適正であると認めたときは、給付金の交付を決定し、申請者に新型コロナウイルス対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、給付金を交付する。

2 給付金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱並びに関係法令等の規定に従うこと。
- (2) 申請者が団体等の場合、給付金の交付を受けた後は、速やかに対象事業者へ給付金を支払うものとする。この場合において、市長は申請者に対し、対象事業者への支払いを証明できる書類の提出を求めることができる。
- (3) 交付金に係る証拠書類を整備し、来年度から起算して5年間保管すること。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該申請者に新型コロナウイルス対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付取消通知書（様式第4号）により通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 給付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 給付金の交付を受けた後に第2条の要件を満たさなくなったとき。

(給付金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、交付を行った給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度分の給付金から適用する。

別表(第3条関係)

セーフティネットの実施計画書における 燃油購入予定数量(リットル)	給付金の額 (1対象事業者あたり)
20,000未満	50,000円
20,000以上30,000未満	75,000円
30,000以上40,000未満	100,000円
40,000以上	200,000円

様式第1号（第4条関係）

新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿島市長

様

申請者 住 所

申請者名

代表者名

印

電話番号

新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 給付金申請額 金 _____ 円

2 給付金振込先

金融機関名	農業協同組合・銀行・信用金庫・ 信用組合・労働金庫・信連・農林中金							
	支店・支所				預金種別		当座・普通	
口座番号							フリガナ 口座名義人	

※ 債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

3 添付書類

- 国のセーフティネット構築事業に申請を行ったことが確認できる書類の写し
- 振込口座が確認できるもの
- 新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金対象者内訳（様式第1号の2）
- 誓約書（様式第2号）
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

誓約書

私は、新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- (1) 対象事業者の要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、給付金の返還に応じます。
 - (2) 鹿島市から検査・報告の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。
 - (3) 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
 - (4) 対象事業者は、今後も事業継続に努めます。
 - (5) 団体からの申請の場合、給付金の交付を受けた後は、速やかに対象事業者へ給付金を支払います。
 - (6) 自己又は団体等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 以上

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
申請者名
代表者名

様式第3号（第5条関係）

新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付けで申請のあった給付金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定金額	円
交付予定時期	年 月
交付条件	(1) 鹿島市補助金交付規則及び新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付要綱並びに関係法令等の規定に従うこと。 (2) 申請者が団体等の場合、給付金の交付を受けた後は、速やかに対象事業者に給付金を支払うものとする。 (3) 交付金に係る証拠書類を整備し、来年度から起算して5年間保管すること。

様式第4号（第6条関係）

新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等支援給付金交付取消通知書

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった給付金について、
下記のとおり返還額を決定したので、新型コロナ対策農漁業者燃料費高騰等
支援給付金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

請求金額	金	円
(内 訳)		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
返還請求額	金	円
残 額	金	円

返納期限 年 月 日